

四日市市上下水道局告示第 9 号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 31 年 2 月 18 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 19 年上下水道局告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成<u>34</u>年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>	<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成<u>31</u>年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>

第 8 号様式を次のように改める。

合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書

四日市市上下水道事業管理者

この度、私は、

- 既存建築物の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する
- 既存建築物の汲み取り式便所を合併処理浄化槽に転換する

ため、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第8条の適用を受けたく、この証明となるものを添付して申請します。

住所

氏名

印

[既存単独処理浄化槽の廃止処分方法]

- 撤去破砕処分する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
  - 現状地で砂入れ埋設処分する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
  - 雨水貯留槽として再利用する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
- 注）移設して浄化槽として再利用する場合は加算適用されません

廃止工事業者（所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_）

証明となる書類の貼り付け欄（別紙添付可）

- いずれの場合も同一敷地内の全建築物の間取りと生活排水に係る配管を示す図面
- 既存建築物の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換しようとする場合には、過去1年以内の点検維持管理表の写し及び既存の単独処理浄化槽の設置位置を示す図面
- 既存建築物の汲み取り式便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合には、過去1年以内のし尿汲み取り実施済証又は料金領収証のいずれかの写し

私は、管理者が住民票の閲覧をすることに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

注意：本申請書は交付申請書(第1号様式)に添付しないと適用されません。

実績報告時に汲み取り式便所又は単独処理浄化槽の廃止工事過程写真の添付が必要です。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)